上冨刑事法制管理官 本日はお忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。予定の時刻になりましたので、平成20年改正少年法等に関する意見交換会の第4回の会合を開会させて頂きます。司会進行は刑事法制管理官の上冨が務めさせて頂きます。

本日の進行についてでございますが、前回の段階では、本日の意見交換会では、まず前回の植村先生からの御説明に対する質疑応答を行わせて頂き、その後、被害者のための弁護士制度及び検察官関与について取り上げることにしたいと御案内させて頂いておりました。若干、予定を変更いたしまして、本日は当初予定しておりました内容に加えまして、法務省矯正局成人矯正課遊佐補佐官から、少年受刑者処遇の実情についての説明を頂き、また、日本司法支援センター、廣瀬理事及び新部第二事業部長から、法テラスの業務の概要についての御説明を頂くということにさせて頂きたいと思います。そのため、時間の関係上、申し訳ございませんが、検察官関与については本日ではなく、次回に取り上げるということとさせて頂きます。

それでは、まず、始めに矯正局成人矯正課の遊佐補佐官から少年受刑者処遇の実情についての御説明頂き、その後、当局から前回の説明に関する補足説明をさせて頂きます。その上で、前回の植村先生の御説明に対する質疑応答ということにさせて頂きたいと思います。その後は、日本司法支援センターからの御説明、そして、武内先生から被害者のための弁護士についての御説明という順で進めさせて頂きます。

それでは、矯正局の遊佐補佐官から少年受刑者処遇の実情について御説明頂きます。よろし くお願いいたします。

遊佐成人矯正課補佐官 矯正局成人矯正課補佐官をやっております遊佐でございます。本日はお時間を頂きまして、刑事施設に収容された段階で20歳に満たない少年受刑者の処遇につきまして、川越少年刑務所が一番対象者を多く収容しているということで、その実情を中心に御説明させて頂きます。

では、早速、始めさせて頂きますけれども、少年受刑者は心身が発達段階にあり、一般に成人受刑者と比べて可塑性に富むということと、あと、その特性に配慮した矯正処遇を行えるよう、教育的な働き掛けを行うプログラムが用意されております。新たに収容された少年受刑者は、途中で20歳になっても刑執行開始後の3年間は少年受刑者処遇要領の下で処遇することになります。この処遇を少年受刑者処遇と呼ばせて頂きますけれども、川越少年刑務所では本年5月15日現在、39名について少年受刑者処遇を行っております。

少年受刑者の処遇要領では、一般受刑者の処遇要領と異なりまして、処遇の段階を導入期、展開期、総括期に分けるものとされていまして、導入期では自己の問題点を気付かせ、改善更生への意欲喚起に主眼を置いて処遇を行います。展開期では、被害者の視点を取り入れた教育等を通じての罪障感の覚醒、家族との関係改善、出所後の就労に役立つ指導等に主眼を置いて処遇を行います。総括期では、将来の生活設計、残刑期が長い者につきましては、受刑生活が続きますので今後の受刑生活への意欲的な心構えを持たせること、そういうことを主眼に置いて処遇を行います。

具体的な処遇の内容について、これから説明申し上げますが、まず、少年受刑者が20歳になるまで又は途中で20歳になっても1年間が経過するまでは、居室については夜間単独室に収容の上、少年工場という少年受刑者処遇を行うことで、特化した工場で処遇を行います。少

年工場の日課は、平日の午前中は学校と同じように教室でのホームルーム、教科指導、生活指導、情操教育、教養講座、運動といったような指導を行いまして、午後は園芸や窯業といった情操の育成に通じる作業に従事させています。また、少年工場では、少年受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰のため、少年受刑者の家族とのつながりを強めるべく保護者会を行っています。保護者会の内容ですが、大体年に1回、保護者を施設内の少年工場等に案内して、日常生活、どのような処遇を行っているかについて御家族に説明して理解を得るとともに、その後は講堂において仕切板のない場所で、少年受刑者と集団面会を実施するというような催しを行っています。

また、少年受刑者処遇で大きな点としては、個々の少年受刑者について処遇要領の実現状況を見守る職員として、各少年受刑者ごとに1名の調査専門官(心理の専門スタッフ)若しくは教育専門官(教育担当のスタッフ)を個別担任に指名しております。個別担任は、少年受刑者から提出を受けた日記の記載や工場担当の刑務官等から幅広く少年受刑者に関する情報を収集し、助言指導を行い、これを通じて少年受刑者自身に自己の問題点を把握させるということや、社会復帰を目指すためには何をしなければいけないかということについて考えさせ、少年受刑者の処遇を軌道に乗せるというような役割を担っております。先ほどの家族とのつながりの確保というような点で、保護者会について言及しましたが、この点でも少年受刑者の日記等において家族関係について記述があったような場合には、個別に面接して助言指導を行うというようなことを行っております。

それで、少年工場での処遇というのは大体1年間の者が多いのですが、1年間以上経過し、かつ年齢が20歳を超えた者は、一般工場で成人受刑者として処遇を受けることになります。 川越少年刑務所では理容科や自動車整備科、数値制御科、情報処理科、ホームヘルパー科、クリーニング科などなど18種目に及ぶ職業訓練科目があり、受刑者の能力や刑期にもよりますが、社会復帰後に役立つ資格の取得ができるほか、高卒認定試験の受験希望者には教官による個別指導を行うなど、少年受刑者の社会復帰に資する多様なプログラムが用意されています。

どのようなプログラムを受けるかは、個々の受刑者の事情によって異なるところはあるのですけれども、この段階においても先ほど申し上げた個別担任の職員がケアをしており、時として少年受刑者が所内で反則行為を犯して懲罰を科されるような場合、それで自暴自棄にならないように、必要に応じて個別担任が助言指導に当たるというような対応をとっています。

一方,少年受刑者処遇を行っている受刑者のふだんの生活指導というのは,工場担当の刑務官が担当しております。工場担当の刑務官も厳しい中にも少年受刑者の立ち直りを見守る姿勢で処遇に当たっており,少年受刑者の動静に変化があったような場合,個別担任との間で情報を交換するなど,様々なスタッフ間で結び付きがありまして,川越少年刑務所施設全体で少年受刑者処遇を支える体制が整っているような感じを受けました。

少年受刑者処遇が終わった後は、成人受刑者として、これはYA指標というものになるんですけれども、26歳までは川越少年刑務所で収容することになります。少年受刑者処遇が終わりましても、元少年受刑者と個別担任との結び付きが続く場合もありまして、中には日記交換を継続するようなこともございます。このようなつながりによって少年受刑者処遇が功を奏し、元少年受刑者であった受刑者が長期にわたり、真摯な受刑生活を続けて模範的な存在となり、これが他の少年受刑者のお手本となり、その姿を目指して、少年受刑者が前向きな姿勢で職業訓練等に臨むというような効果も見られるとのことです。

以上のように少年受刑者処遇には個別担任を始め、様々な職員によるサポート体制が整っていますが、少年受刑者については相対的に刑期が長い者が多いということでして、少年受刑者処遇において受けた教育的な働き掛け、そういうものがきっかけとなって、その後、ある程度の期間、刑を執行する中で様々な職員から処遇を受けることを通じて、受刑者自身が自己の問題点に気付くと、そういうような認識に至る、それをもって改善更生に向かわせるようなところ、この教育的な働き掛けが何かのきっかけになっているような効果があるのではないかということは、川越少年刑務所の方でも職員から聞いたところです。

以上をもちまして誠に簡単ではありますが、私の方からの説明を終わらせて頂きます。

- **上冨刑事法制管理官** ただいまの説明につきまして,何か御質問がございましたらどうぞ。
- 山崎弁護士 刑期が例えば10年を超えるような場合を想定しますと、10代に入った子が、受刑中26歳までは川越にいられて、そこから先は川越を出て別の通常の刑務所に移ると、こういうことで理解してよろしいんでしょうか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 26歳まではYA指標ということで、少年刑務所の方に収容しまして、 それ以上、26歳を迎えますと、達年と言いますが、それを迎えますと一般の初犯であればA 指標の施設の方に移送することになります。
- **小木曽中央大学教授** 先ほど保護者との交流があるということでしたが、これはどのくらいの保護者が見えるものなんでしょうか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 結構の割合では来ると聞いております。というのも、川越少年刑務所は 初犯の少年受刑者ということで、初発非行でかなり重い罪を犯したということで、勤務してい る職員に聞くと、少年院で勤務していて何回も少年院を出入りしている子よりは、どちらかと いうと余り犯罪傾向の進んでいない子が多いのではないかと。ですから、御家族との間もケー ス・バイ・ケースですけれども、つながりがある子も結構いると聞いております。保護者との 交流が何割かというところまでは持ち合わせておりません。
- 瀬川同志社大学教授 不定期刑の受刑者は全国レベルで、今現在、大体どれぐらいいますか。 先ほど川越だけで39名とおっしゃったと思うんですが。
- 遊佐成人矯正課補佐官 先ほどの39名というのは、少年受刑者処遇要領の下で受刑している者になります。不定期刑の数につきましては私どもで調べたところですと、女子は栃木刑務所と和歌山刑務所と、あと、少年刑務所が7施設、全国で9施設について昨年末の不定期刑の受刑者を調べたところ、全体で169名でした。
- 瀬川同志社大学教授 その数は減少ぎみなのか、増加ぎみか、どちらですか。
- **矯正局成人矯正課担当者** このときは定点で調べましたので、全体的な傾向というところは、年 末収容人員の減退というところは、承知しておりません。不定期刑受刑者の推移ということで しょうか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 確認させて頂きたいと思います。
- **上冨刑事法制管理官** 事務当局の方を通じてお答えできればと思います。
- **瀬川同志社大学教授** 女子は栃木と和歌山とおっしゃいましたけれども,通常は成人の女子受 刑者が入っているところですから,特別な区画はあるんですか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 特別な区画があるとは聞いておりませんけれども、やはり、夜間単独処 遇をするとか、少年受刑者処遇ということであれば個別担任を設けたり、少年受刑者処遇要領 の下で処遇をするというようなことは、これは私どもから通達で全国に出しておりますので、

- そういう個別処遇がなされる配慮はされているものと承知しています。
- 瀬川同志社大学教授 ということは、工場とか、そういうのは別なんですか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 女子の場合ですとかなり数が少なくなると思いますので、集団処遇ができなくなる可能性もありますので、その点についても、今回、川越の実情は調べたんですけれども、女子がどうなっているかということにつきましては、また、次回にでも回答させて頂きたいと思います。
- **須納瀬弁護士** 川越少年刑務所ではいわゆる不定期刑と、それから、10年以上の定期刑の少年、それから、無期懲役の少年、これらのいずれもがここでの収容対象になっているという理解でよろしいんでしょうか。それと、その場合、処遇方法の違いとか、そういったものがあるのか、ないのか、教えて頂ければと思います。
- 遊佐成人矯正課補佐官 導入期,展開期,総括期というようなところでやっている少年受刑者処遇なんですが,一番多い場合で大体3年ということで少年受刑者処遇は行うと,導入期を6箇月,展開期を2年,総括期を6箇月というようなところで共通していまして,刑の短い者につきましては展開期を短くして行っているというようなところです。ちなみに,39名いる中でどれぐらいの刑期かという傾向でいきますと,不定期刑は,長期の方で見て,執行刑期3年以上の者が約8割,6年以上の者でも6割以上が占めています。ですから,3年ぐらいの少年受刑者処遇は,ほぼ大部分の者が受けていくというような形になると思います。その3年が終わると成人として処遇されていくということになります。
- **須納瀬弁護士** いわゆる10年以上の懲役刑であるとか,あるいは無期懲役であるとか,それは 共通したものということでよろしいんですね。
- **遊佐成人矯正課補佐官** はい。そこで最初の3年間若しくはそれよりちょっと長い場合もありますけれども、そこの部分で少年受刑者処遇というものを行って、その後の刑期は成人受刑者として過ごしていくという形になります。
- 山崎弁護士 先ほど女子の受刑の状況については、また別途ということだったんですが、男子の中でも初発以外の2回目、3回目といった少年であれば、川越以外のところに収容されることもあると思うんです。そちらについては、今日、御説明頂いたところと共通しているところ、違っているところがやはりあるのでしょうか。例えば、工場が分かれていないという理解でよろしいんでしょうか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 確かに川越以外の施設ですと対象者が少なくなるかと思います。 J B, Y B ですと松本少年刑務所とかいうようなところになりますが、ただ、少年受刑者処遇の根幹的な部分については通達で定められていまして、個別担任制とか、あと、少年受刑者処遇要領、先ほどの三つの導入期、展開期、総括期に分けた処遇要領とか、そういうような部分、あとは矯正処遇の実施に関する配慮として教科指導をやりなさいとか、家族との関係の維持というような部分とか、そういうようなことについては通達で規定しております。ただ、個別に工場を分けるとしても、川越の場合ですと少年工場という形で立ち上げることができるんですが、他の刑務所では確かに先ほどの女子の部分でもありますが、その部分については女子とほかの施設も含めて確認させて頂いて、次回にでも回答させて頂きます。
- 武少年犯罪被害当事者の会代表 先ほど親と交流する事が比較的多いと言われていたんですけれども、その場合は本人が希望して交えるのか、それとも親が申し入れてするのか、どうなのでしょうか。私は少年事件で特にこういう不定期刑とか、無期にまでなるような事件、逆送にな

- って刑罰を与えられる少年事件というのは凶悪犯罪だと思うんです。加害少年がそこまでになるには家庭の問題とか、特に親との関係に問題があることが私は多いと思うんですが、強制的 に必ず親には来てもらうということはないんですか。希望者だけなんですか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 川越少年刑務所に私が実際に行ってきまして、教官の先生方とも話してきました。その中ではやはりケース・バイ・ケース、親御さんといると改善更生にとってプラスの部分も多くはあるんですけれども、マイナスの場合もあると。やはり、その部分については個別担任という職員が付いていますので、本人との間で意思疎通を図りながら、どういったところがよいかということを探っていくことになります。ただ、実際には面会になりますので、面会となると受刑者本人が拒否した場合は、なかなか、実施するというのは難しい部分もあるかもしれません。ケース・バイ・ケースで個別担任がどう在るべきかというのを見守り、見守って本人がどうすればいいかということを自分で考えさせるというようなきっかけになっているかと思います。
- **武少年犯罪被害当事者の会代表** もう一ついいですか。受刑者の中には被害者のいる受刑者もいると思うんです。そうすると、被害者に対しての謝罪の気持ちを促すとか、被害者に関する教育というのはどのぐらいされているんでしょうか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 この部分についても確認してきました。まず、展開期においては被害者の視点を取り入れた教育というものを特別改善指導として受けさせまして、罪障感の育成というもの、これを目標の一つとして掲げております。展開期における罪障感の涵養というところ、これがまずあって、正にそういうことについては個別に指導すると。あと、川越少年刑務所ではそれ以外にも一般改善指導の取組として被害者の感情理解指導といったもの、ゲストスピーカーによる講演とか、視聴覚教材を被害者の関係の教育の教材を流すというようなことで、少年受刑者だけでなく川越少年刑務所に収容する受刑者全員に対して、事あるごとにそういった教育の取組を行っていると聞いています。
- 瀬川同志社大学教授 先ほどのときに少年処遇要領を強調されたと思うんですが、例えば川越のように定期刑の受刑者と不定期刑の受刑者が混在している場合には不定期刑の受刑者に特化した配慮をされていますか。
- **遊佐成人矯正課補佐官** 実際のところ聞いてみますと、不定期刑の者もいるのですけれども、犯罪の内容が重い者が多い、刑期も長い者が多いということで、なかなか、不定期刑の短期とかいうところに即した処遇というところは、難しい状況があるというのが現状のようです。
- 瀬川同志社大学教授 現場が非常に不定期刑だったら困っておられるということでしょうか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 困っているというよりも、対象の者というのが不定期刑独自の処遇をやるというよりも、少年受刑者自体が刑が長い者が多いということですので、不定期刑独自の処遇を行う対象という点では少ないのかなというようなことは言っておりました、現場職員の説明を聞いたところでは。
- 瀬川同志社大学教授 前回,この会議で植村先生から,少年不定期刑の執行状況を見ると長期に 非常に傾きがあって,定期刑に近い状況だという報告を頂きました。答えにくいかも分かり ませんけれども,この点については,現場はどういう思いを持っておられますか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 なかなか,一概には言えないと思うんですけれども,刑務所としては収容されている受刑者に合わせて,しかるべく処遇は行っていくものですので,現に収容中の者についてどういうプログラムを講じるかということですので,やりにくいというよりも,収容

されていた対象者に合わせて処遇を行っているところです。ですから、収容される受刑者が社会状況によって変化すれば、それはそれで対応することになるかと思いますので、それでやりにくいというようなところの感覚はなく、今あるところでベストな対応をしている状況だと思います。

- **瀬川同志社大学教授** 不定期刑では仮釈放に重要な役割を果たすことが期待されていると思う んですが、少年処遇要領で不定期刑の仮釈放について何か特別な配慮をしているということ はありますか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 これも実際に聞いてみたところですと、現在、収容されている少年受刑者の実情として、やはり、犯罪内容が凶悪重大な者が多いということで、改善更生の意欲や社会生活に適用する能力という点では良好であっても、被害者感情等に鑑みて、なかなか仮釈放が認められない者がいるのも実情であるようです。ですから、実際に講じた教育的な取組がすぐに仮釈放に結び付くというのはいろいろな要因があって、難しい面もあるというようなことを現場の職員は申していました。
- **望月被害者支援都民センター事務局長** 個別の担当者というのは、ずっと変わらないで同じ者が 担当されるんですか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 もちろん,職員が転勤すると次の担当者に引き継いでいきますけれども,原則的には1人の少年受刑者について1名の職員,調査専門官又は教育専門官がずっと続けて 指導に当たります。
- 山崎弁護士 先ほどの瀬川先生の御質問との関連なんですが、不定期刑だと、定期刑に比べても 仮釈放をより弾力的に、というのがそもそもの趣旨としてあると思うんですけれども、歴史的 にこれまで、もう少し、不定期刑の受刑者の処遇においては仮釈放の評価となるようなチェックを一杯やって、定期刑の人よりも早く出る機会を与える、というようなことを処遇の現場で やられていた時期というのは特にないんでしょうか。
- **遊佐成人矯正課補佐官** その辺になりますと、過去の経緯というのは、今、持ち合わせてございません。
- **須納瀬弁護士** イメージをつかむためにお聞きしたいのですが、川越少年刑務所で少年受刑者処 遇以外の受刑者の数というのは、大体、何人ぐらいいらっしゃるんですか。
- 遊佐成人矯正課補佐官 5月15日で既決収容者が1,148名,そのうちの39名が少年受刑者処遇を受けているという形になります。
- **須納瀬弁護士** 少年工場から一般工場に移ると、少年たちも1、148名の一般の受刑者と同じ工場で処遇を受けるということですね。
- 遊佐成人矯正課補佐官 少年工場での1年か若しくは20歳に至るまでというようなところが終わると、一般の26歳未満の受刑者が就業する工場で職業訓練を受け、個々の事情に合わせて成人受刑者として処遇を受けていくということになります。
- **上冨刑事法制管理官** それでは、矯正局からの説明と質疑応答をここまでとさせて頂きます。ど うもありがとうございました。

次に、当局の企画官の濱の方から、前回、御説明いたしました少年刑の関係、運用状況など につきまして若干の補足的な説明と、前回頂きました御質問に対するお答えをさせて頂きたい と思います。

**濱刑事法制企画官** それでは、私の方から説明をさせて頂きたいと思います。

お手元に、「仮釈放について」と題するペーパーがあるかと思いますが、これを御覧ください。このペーパーの第1と第2は、仮釈放についての一般的な手続について記載しておりまして、御承知のことかとも思いますが、簡単に御説明しますと、仮釈放は刑法28条で、改悛の状があることと、それから、有期刑について刑期の3分の1、無期刑について10年経過というのが要件として定められていて、この刑法所定の要件のうち二つ目の要件については、前回御説明させていただいたように、少年についての特則が少年法に定められているということになります。仮釈放の基準については、法務省令で悔悟の情及び改善更生の意欲があること、再び犯罪をするおそれがないこと、保護観察に付することが改善更生のために相当であること、社会感情が仮釈放を是認すると認められないときは、この限りではないことが定められております。

第2の仮釈放の許否の手続ですが、地方更生保護委員会で仮釈放の決定をすることになっておりまして、地方更生保護委員会による仮釈放の審理に際しては、審理対象者との面接、被害者等からの意見聴取などが行われます。この地方更生保護委員会の審理というのは、矯正施設の長による申出あるいは地方更生保護委員会の職権調査開始によって開始されます。そして、矯正施設の長による申出については仮釈放が可能となる期日までに申出を行うかの最初の審査を行い、その後も6か月に1回は審査を行うこととされておりますので、不定期刑の場合には短期の三分の一経過前に矯正施設の長による申出を行うか否かの初めの審査が行われるということになります。

第3の仮釈放率のところですが、実際にどの程度の者が仮釈放されているのかの割合ですが、不定期刑受刑者につきまして、矯正局に少年受刑者を収容する九つの施設について調査をしてもらったところ、平成21年1月から23年12月31日までの間に釈放された不定期刑受刑者は124名いて、そのうち仮釈放で釈放された者は100名おり、仮釈放率は80.6%ということになります。なお、犯罪白書によりますと、平成22年の全釈放者についての仮釈放率は49.1%ですので、これよりは相当高い数字ということになろうかと思います。また、不定期刑受刑者についての仮釈放に関する地方更生保護委員会の審理について、保護局に確認しましたが、先ほども矯正局の方からも御説明があったような刑事施設における少年受刑者に対する処遇効果なども踏まえながら、先ほど述べた仮釈放の基準に照らして個別に行っているとのことでした。

続いて、「少年に対する刑の執行状況(改訂版)」というペーパーを御覧ください。前回の意見交換会におきまして、平成18年から平成22年までの過去5年間に仮釈放が許可された不定期刑受刑者の刑の執行率についての説明をさせて頂きましたが、この資料は前回使用したデータに、昭和61年、平成3年、平成8年、平成13年と5年刻みでデータを加えて、過去に遡っていったデータでございます。これは仮釈放が許可された者についての統計ですので、満期で釈放された者については母数にはもちろん入っていないという、そういう前提での資料であることに御留意頂ければと思います。

続きまして、「殺人の罪・強盗致死傷の罪における刑の言い渡し等の状況」というペーパーを御覧ください。この資料は、特に重い犯罪である殺人の罪と、それから、強盗致死傷の罪につきまして、昭和61年、平成3年、平成8年、平成13年、平成18年、そして平成22年の刑の言渡し状況等についてまとめたものです。この資料を見ますと、少年については不定期刑の上限であります長期が7年を超えて10年以下、そういうカテゴリーの割合は、平成8年が例外的に低くなっているようですが、それを除くと昭和61年から平成22年まで、いずれも

約35%程度から50%程度ということになっております。一方,通常一審における刑の言渡 し状況につきましては,長期的な傾向としてより重い刑を言い渡される者の割合が増加してい ると言えます。

次に、「過去5年間(平成18年から平成22年まで)の刑期別、不定期刑仮釈放許可者別の刑の執行率について」というペーパーを御覧ください。この資料の上段は仮釈放が許可された不定期刑受刑者について、刑期と刑の執行率の関係を明らかにしたものです。また、この資料の下段は少年と成人の両方を含んだ定期刑の受刑者に関して、刑期と刑の執行率の関係を明らかにしたものです。この資料によりますと、定期刑受刑者についても不定期刑受刑者につきましても、いずれも刑期が長くなると仮釈放までの刑の執行率が高くなる傾向があると言えます。最後に、ペーパーは用意しませんでしたが、少年時に無期刑を言い渡された者に対する仮釈放の状況についてですが、保護局に確認いたしましたところ、平成13年から平成22年までの過去10年間に、少年時で無期刑を言い渡された者で仮釈放になった者は2名おりまして、その平均在所期間は21.2年でございました。他方、同じ期間で仮釈放が許可された全ての無期刑受刑者の平均在所期間は26.3年であったとのことです。

**上冨刑事法制管理官** ただいまの濱の説明, それから, 植村先生の前回の御説明を含めて, 少年 刑に関しての質疑応答をこの後, 進めたいと思いますが, その前にもし植村先生, 前回の御説 明に何か補足なさる点がございましたら, いかがでしょうか。

## 植村学習院大学教授 特にありません。

- **上冨刑事法制管理官** それでは、植村先生の前回の御説明と、前回、今回の当局からの説明の両方を合わせまして質疑ということにさせて頂きます。何か御質問がございましたらお願いします。
- 小木曽中央大学教授 「仮釈放について」というペーパーですが、まず、2の「手続」のところで、すみません、聞き漏らしたかもしれないんですが、矯正施設の長による申出は少年を直接見ているところですから分かるんですけれども、地方更生保護委員会による職権調査開始の契機といいますか、どういう場合にこの職権調査が始まるのかということと、それから、第3のところで「仮釈放率」で不定期刑受刑者が80.6%で、一番下の全釈放者だと49.1%という、全釈放者ということはつまり不定期刑と有期刑を合わせたということでよろしいんですね。
- **濱刑事法制企画官** まず、後者の御質問はそのとおりでございます。前者の御質問については、 すみません、私の方もその実態等のところまでは把握はしておりません。
- 小木曽中央大学教授 もう一点は、「殺人の罪・強盗致死傷の罪における刑の言い渡し等の状況」 というので、表は5年を超え7年以下、7年を超え10年以下と切っていらっしゃるわけです けれども、これは裁判所でそう言い渡されたというのに従って切っているわけではなくて、便 宜上、そう表を作るときに切りましたという、そういうことでよろしい。
- **檞刑事局付** この点につきましては、司法統計年報等の統計資料がそのような区分になっておりましたので、それを使わせて頂いたということでございます。
- **上冨刑事法制管理官** 不定期刑の言渡しの場合は、長期がここに当たるかどうかという基準で書いております。

ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。

山崎弁護士 植村先生の前回の御説明に対しての質問なんですけれども, 先生が見直しが必要だ

とおっしゃっている条項について、先生なりの改正案といいますか、このぐらいにすべきではないかとか、そういったものの具体的なお考えがありましたら、お聞きしたいと思っております。

植村学習院大学教授 今のところは何年がいいということは、積極的には考えておりません。ただ、この前も御説明しましたように不定期刑をそのまま上げていくというのは非常に不自然だろうということで、ただ、いずれにしても今の5年、10年というのでは非常に成人とのバランスが悪いので、全く一緒にして後は例えば一般条項みたいな形で少年のということを重視して量刑をしなさいとかいう、そういう形も最終的には考えられなくはないと思うんですけれども、それは今の法体系を完全に変える形になりますので、恐らく改正としては難しいだろうとは思っています。ですから、今の刑期をどれぐらい上げるのかということでなると、それと、上がった前提で不定期刑をどうするのかということを考えていく必要があるだろうなと思っています。

**小木曽中央大学教授** 前回,欠席でしたけれども,議事録を拝見して出てまいりましたが,裁判 所が不定期刑を言い渡すときの関心というか,基準というか,上限は責任がこのぐらいだろう ということなんでしょうけれども,下限はこのぐらいだという言渡しの基準というか,それは どういう関心でもって決まるのでしょうか。

上冨刑事法制管理官 実務的な感覚ということですかね。

小木曽中央大学教授 一般的には裁判所は責任を決めて、後はどのくらい改善が進んだかというのは、矯正の現場で考えると考えるんでしょうけれども、ただ、仮釈放がある以上は、しかも、短い方の三分の一で出していいということになっているわけですから、そうすると、裁判所が下限を決めても、実際に出てくる短い期間というのは、矯正の現場で決まることになるわけでしょうから、そうすると役割分担というか、その辺りはどこにあるんだろうなという関心です。

上冨刑事法制管理官 お答え頂ける方はいらっしゃいますか。

植村学習院大学教授 私が答えるのに当たるのかどうか分かりませんけれども、私の報告でもお話ししましたように、そもそも、少年刑を何を基準に決めるのかということについては争いがありますので、ですから、極端なことを言えば、各合議体で長期基準説だとまず長期を決めて、それから、下限をどれぐらいにするかということになるでしょうし、中間基準説だと例えば5年ということをまず決めて、それで上下、例えば1年ずつで6年と4年にするとか、下限基準説だと下限を4年なら4年に決めて長期をどれぐらいにする、理屈としてはそうなると思うんですけれども、実際にどうかということはまた別だと思います。

ただ、今後、どうなっていくかということに関して言いますと、今、裁判員裁判を契機として責任刑ということが非常に強調されています。そういったことからいきますと、下限の方が責任刑で、長期が責任刑を超える部分になるという形の刑の設定は、なかなか説明が難しくなるのではないのかなと思います。ですから、今後、そういった責任刑ということが重視されていく流れと合わせていくとすると、長期を当該少年の責任の上限と見て、少年だから下限で、それより緩刑した刑期設定をするという形になる方が説明もしやすくなるのかなとは思っています。ですから、私のような考えでいくとすると、今後は今、小木曽先生のお話等もありますけれども、とにかくまず裁判所は長期を決めて、下限を決めていくという形になるのかなと思います。

ついでに下限の関係は、仮釈放との関係ではこの前もお話ししましたけれども、裁判所とし

ては被告人である少年の刑事責任を明確にするという意味で、長期と短期を定めて刑期を定めると。実際の執行状況は執行機関が行うので、それと外れた形で仮釈放がされても、それは当初の裁判所の定めた刑事責任の範囲内の執行になると、そういうことになると思っています。それで、併せてこの前もお話ししましたけれども、不定期刑の幅が非常に広くなりますと、元々、裁判所が言い渡す少年被告人に、あなたはこれだけの刑事責任がありますよという幅自体が非常に大きくなってしまいますので、それに更に執行で変動していくということになると、ますます、裁判所が被告人に対して刑事責任を言い渡すという、そこのシステムがやや不明確になってくるのかなというところを危惧しているということは、前回、御説明したところです。

- **瀬川同志社大学教授** 責任刑ということをおっしゃったわけですけれども、その場合に長期が責任刑と親和性があるという感じで伺ったんですけれども、短期を決める場合に裁判官は、どういうファクターを重視しておられますか。
- 植村学習院大学教授 法律は、5年、10年になっていますので、長期の場合は考慮しようがないわけです。10年という長期を選ぶと必然的に5年、本当は8年ぐらいがいいなと仮に裁判官が思っても、法律上、5年にしかなりませんので、ですから、そういった非常に長期の方が長い刑期については、今、先生の御質問のようないろいろファクターを考えても、幅が、最大限が決まっていますので、そこを反映させる要素というのは限られてくると思うんですけれども、もうちょっと下の例えば5年とかになってくると、下限は今、言ったような制約がありませんので、その裁判体でお考えになってということになると思うんですね。

ですから、どういう要素が入ってくるかは分かりませんけれども、先ほども出ましたけれども、刑期は長くても犯罪傾向が余り進んでいないとかいう人もいますね。ですから、実際、被告人を見ていますと生まれて初めて事件をやって、非常に大きな事件をやっているという人も確かにいるわけでして、そういう人たちに対する周囲の働き掛けで更生の見込みもあるということは、法廷でも分かることもありますので、そういったことがあると短期も割と低目に設定して、早く出られるようにしたいということはあると思うんですね。逆に、余りその辺の見込みがないと、短期を下げてみても結局は長期に沿った処遇になってしまう見込みがあるとすると、余り幅を広げないで、長期とそれほど違わない形で選択するということもあるのかなと、これはごく私が想像して言っているだけで、実際、どうかということではありませんけれども、私が仮に裁判するとすると、そんなふうになるのかなとお話をしました。

- 山崎弁護士 一方で、不定期刑の上限を更に長くするということになると、従来の考え方ですと、10年を超える刑に教育的な効果というのが期待できるのか、といった問題ですとか、あるいは、社会防衛的な問題が非常に強調されて、責任刑ともまた合致しないのではないか、といったような問題があろうかと思います。要するに少年刑というのは、飽くまで少年法の健全育成という理念から、刑にもそれを及ぼしていて、成人刑とはまた別の考え方によって不定期刑を原則にして最長10年だと定めているわけですので、この辺りとの整合性がとれなくなりはしないかということを懸念するんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。
- 植村学習院大学教授 純粋に個人的に言いますと、今、御指摘のように例えば20年の不定期刑で、例えば今の5年幅をそのまま持ってきて15年にして、そうすると先ほども出ましたけれども、3年間は少年に応じた処遇をされるとしても、15年としますと残りの12年は成人と同じ処遇となるわけですね。成人の人はそのまま15年なら15年という形で定期刑になる。ところが少年だったということで残りの5年間が不定期刑の処遇を受けるというのは、なかな

か理解しにくいなとは思っています。ですから、刑は今のとおりでいいんだというのも一つの 選択だとは思いますけれども、やはり、少年と成人が一緒にやる事件とかもいろいろあります し、そうなってくると、少年だけがそういう刑でずっといいのかということはなかなか説明が つかないので、御提案しましたように不定期刑の問題もこの際、やはり、何とか考えなくては いけないのではないかなということです。

- **上冨刑事法制管理官** 先ほどの小木曽先生からの御質問の関係で、地方更生保護委員会の職権調査の契機の点ですけれども、法令レベルで若干の規定があるようですので、それは今、補足させて頂きます。
- **檞刑事局付** 小木曽先生の方から御質問頂きました審理の開始でございますが,これにつきまし ては矯正局長と保護局長名の「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇 に関する事務の運用について」という依命通達で規定されてございまして、その通達によりま すと,地方委員会,つまり,地方更生保護委員会は36条調査の結果,この36条調査と申し ますのは更生保護法の、職権による調査を開始するかどうかを判断するために必要があるとき は、審理の対象となるべき者との面接、関係人に対する質問、その他の方法により調査を行う ことができるという規定に基づく調査のことでございます。そして、保護局に確認いたしまし たところ、保護司さんなどにより、受刑者が刑務所に入っているときから、環境調整を行って いるということがあり、保護司さんの方から、36条調査として、環境調整の状況はどうなっ ているのかというようなことについて、定期的に報告を受けているということでございます。 そして, 先ほどの通達に戻りますと, 地方委員会は36条調査の結果, 36条調査の対象と された者が規則第28条、これは先ほど企画官の方から説明させて頂きました仮釈放の基準に 関する法務省令でございます、第29条、これは拘留でございますとか、あと、労役場留置に ついての仮出場についての基準でございます、それから、第31条、この第31条につきまし ては婦人補導院からの仮退院に関する基準でございます,又は法第41条,これは少年院から の仮退院のことでございます、に定める基準に該当すると見込まれるときは、法第35条第1 項の規定により審議を開始するものとすると定められております。また、36条調査を行って
- **小木曽中央大学教授** 今の点ですけれども、36条調査、環境調整というものの中に恐らく被害者等からの意見聴取なんていうのも入っているのでしょうね、きっと。

てございます。通達や法令で分かる範囲はこのレベルでございます。

いない者について当該基準に該当すると見込まれたときも同様とすると依命通達では規定され

- **檞刑事局付** 条文によりますと、対象となるべき者との面接、関係者、関係人に対する質問とありますので、場合によっては行っているかなとは思われますが、この点は確認させて頂きたいと思います。
- 瀬川同志社大学教授 私は成人について法定刑の引上げがあったから、少年も法定刑の引上げを 連動してやるべきだとは思っておりません。他方、大阪地裁の堺支部判決が大きな影響を与 えたと認識しています。司法の場であれだけ大胆に問題提起をしたということについては、 私は敬意を表しますし、また、実態としても今、ここで幾つか資料を見せて頂いても、現行 制度の制度疲労というか、限界が来ているなということは実感しています。それから、植村 先生がおっしゃったことは法理論的には私は妥当だと思いますし、八木裁判官や角田裁判官 の論文を読ませて頂いても、法改正に向けての必要性を実感するところです。

その際に量刑基準が不明確であるというのは望ましくない状況なので、特に裁判員制度のな

かで、不定期刑とは何かということを説明する場合に、基準は何ですかと問われて、特に決まっていないんですというようなことでは、恐らく制度として有効に作動しないと思うんですね。 そういう意味では、基準も明確化するということも含めて、きちっとやるべきだと思います。 恐らくその際の基準の明確化というのはいろいろな方法があるので、この点はもう少しみんなで知恵を出し合うという形にしたらどうかと考えています。

武少年犯罪被害当事者の会代表 私も重ねてお願いしたいと思います。私は大阪の堺支部での判決を見ました。それで、意見書にも書いたんですが、裁判官が本当に苦しまれたんだと思いました。無期懲役までとは言えない、だけれども、これしか選択がない、それが5年から10年だということでした。遺族の人は裁判官が少年法の不備に触れて「適切な改正がされる事が望まれる」と言ってもらえた事が本当に有り難かったと言っておられました。それと、もう一つはこの事件というのは裁判員裁判にもなっていました。だから、もしかしたら裁判員の方たちからも、そういう声が上がったのではないかなと思いました。ですから、私も内容については余り専門家でもないし、言えませんが、是非、これはやはり変えて頂きたいなと思います。

山崎弁護士 私はこの点もかなり慎重に、もう少し議論する必要があるのではないかと考えています。瀬川先生がおっしゃったように、刑を言い渡すときの基準が不明確であるという点は、何らかの基準が必要なのかなとは思っておりますけれども、少年法が決めている刑の考え方というのが、成人に対するものとは違うわけですので、成人の刑と連続的にといいますか、整合性がとれるように理解するということ自体に、そもそもの無理があろうかと思っております。確かにおっしゃるとおり、個別の事件で共犯関係などによって、その辺が非常に難しいというところが生じる可能性はあるとは思うんですけれども、少年法が定めている健全育成の理念からの刑の在り方というのを十分踏まえた上で、慎重に考えた方がよいのではないかと思っております。

特に裁判員裁判での指摘もおっしゃられておりますけれども、少年法が決めている刑の考え 方自体が、恐らく一般の方にも非常に理解が難しい問題ではないかなと感じております。私自 身も率直に申しまして、この議論を始める前に改めて勉強し直して、理解が深まったという部 分があるんですけれども、それを裁判員の評議の中でどこまで十分に説明がなされ、理解がな されていくのかというのは、まだ、現状では課題もあるのではないかと思っております。

刑事裁判官の方々からの様々な論文が出されているのは私も読んでおりますけれども、研究者の方々を含めて、しっかりと少年法の趣旨との整合性ということを議論して頂く必要がある問題ではないかと思っております。

武少年犯罪被害当事者の会代表 いつも少年だから健全育成という言葉が必ず出るんですけれど も、健全育成にならない、例えば少年不定期刑のことでもそうですが、これを改正するのは健 全育成に反するのではないかとか、そういうことが必ずどこでも出るんです。健全育成というのは何なのでしょうか。私は刑が改正になって長くなったから、健全育成にならないとは思わないんですね。なぜかというと、ここまで議論されるような事件なんですね。裁判官が苦しまれ、本当に限界を感じたということなんです。ということは、やった犯罪そのものがそういう犯罪だということなんですね。だから、それには自己責任と、やったことへの責任というのは明らかにするべきなんです。それは健全育成と言えないのでしょうか。私はそれは一つの健全育成だと思います。

それともう一つ言いたいのは、いつも犯罪を犯した少年の健全育成だけを言われるんですが、

私は全体の子どもたちの健全育成も大事だと思っています。予備軍はたくさんいます。健全な本当に犯罪を犯さない子どもたちも圧倒的に多いわけです。その子たちもきちんと見ているんですね。だから、その子たちの健全育成も考えても、私は改正をすることが健全育成にならないとは思わないんですね。どうでしょうか。質問にはならないですけれども、そう思いました。上富刑事法制管理官 ほかにないようでしたら、少年刑についての一巡目の質疑応答はこの程度にさせて頂きたいと思います。

それでは、大変お待たせいたしました。次に、日本司法支援センター、廣瀬理事、新部部長からの御説明を頂きたいと思います。よろしいですか。それでは、よろしくお願いいたします。 **廣瀬日本司法支援センター理事** 日本司法支援センターの理事の廣瀬と申します。大変重い議論の後で恐縮です。日本司法支援センター、本日は愛称の法テラスと呼ばせて頂きますけれども、法テラスの業務について説明する機会を与えて頂きまして大変ありがとうございます。時間も限られていますので、図表等をかなり用意いたしました。まず、あらすじの説明をさせて頂いて、あと、質疑の中でまた補足させて頂ければと思います。私が今日参ったのは、理事も4人いるわけですけれども、私は国選弁護の関係と犯罪被害者支援の関係を担当しているということで、今日のテーマですとちょうど全部かぶっているということで来させて頂きました。では、まず、詳しい概略の説明を新部部長の方からさせて頂きます。

新部日本司法支援センター第二事業部長 第二事業部長の新部と申します。では、これから法テラスにおける国選付添業務と、それから、犯罪被害者支援業務について御説明いたします。

その前に法テラスで行う業務について簡単に御説明したいと思います。法テラスは総合法律支援法に基づき、平成18年4月に設立されました。図表1を御覧頂きたいんですが、総合法律支援法は、資力が乏しいことや司法過疎などで市民が司法による救済を受けることができない状況をなくし、あまねく全国において司法による救済や必要な情報の提供が受けられる社会を目指しております。

この総合法律支援法の理念を実現するために、法テラスは五つの業務を行っております。五 つの業務は図表2を御覧頂きたいのですが、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関 連業務、犯罪被害者支援業務、司法過疎対策業務の五つであります。このほかに公共団体等か ら事業の委託を受けて行う受託業務というのがあります。これは、今現在は日弁連と、それか ら、中国残留孤児援護基金の二つから委託を受けております。国選付添業務は、国選弁護等関 連業務の中に含まれております。

これらの平成23年度の業務実績は、大変細かくて申し訳ないのですが、図表3を御覧頂ければ数値が出ております。法テラスは東京に本部を置いておりますが、このほかに北海道から沖縄まで全ての都道府県で、各地の裁判所にほぼ対応するところに地方事務所と支部の計61事務所を設置しています。図表4は地方事務所を設置している場所を示したものです。また、弁護士や司法書士がいない地域などでは、必要に応じて法律事務所を設置しており、日本のどこに行っても相談が出来るように努めております。これらの業務を行うために、法テラスには常勤職員695名、常勤弁護士、スタッフ弁護士221名がおります。

では、次に国選付添業務の概況について御説明いたします。法テラスの国選付添業務ですが、 少年被疑者が刑事手続から審判手続に移り、付添人が選任される過程を図解したのが図表5で す。付添人活動としては、少年との面会、裁判官・調査官との協議、被害者への謝罪、被害弁 償及び少年の環境調整、審判への対応などが行われているようです。 法テラスの国選付添業務の主なものは、図表6に書いてある三つです。図表6を御覧頂きたいと思いますが、一つは国選付添人となろうとする弁護士を確保するために、各地の弁護士と契約をしております。二番目は、資力が乏しい等の理由で弁護士の付添人を頼めない少年のために、裁判所からの依頼に応じて国選付添人候補の弁護士を裁判所に通知しております。三番目は、付添人活動を終了した場合に、国選付添人への報酬・費用の支払いを行っています。以上、三つの業務が主な業務であります。

次に図表7は法テラスと国選付添人となる契約を結んでいる弁護士の数の推移を表したものです。非常に細かくて申し訳ありませんが、平成24年4月2日現在、全国で7、701名の弁護士と契約を結んでおります。

次に図表8は法テラスが裁判所から指名通知の依頼があった件数を示しております。平成23年度は458件の指名通知依頼がありました。

次に、国選付添人制度の対象犯罪でございますが、皆様御存じのとおり、国選付添人が付される犯罪の範囲は次の3種類でございます。一番目は、検察官関与の場合ですが、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪であります。二番目は、犯罪被害者の傍聴の場合でありますが、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪のとき、刑法211条、これは業務上過失致死傷等でございますが、この罪の場合、三番目は裁判所の職権による場合があります。これは、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のとき、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪であります。平成23年度に国選付添人が選任された事件の罪名を調べたのが図表9です。これによりますと強盗が104件であります。強盗、殺人、傷害致死が上位3種類の犯罪です。回表10は、一般保護事件の終局総人員における付添人の有無を調べたものであります。一般保護事件というのは、少年保護事件のうちから道交法関係事件を除いたものであります。

図表11に移ります。図表11は被疑者国選の対象となっている、いわゆる長期3年を超える事件で観護措置決定のあった人員のうち、国選付添人が選任された数を示しております。被疑者段階で国選弁護人が付いた少年に、審判段階ではどの程度の割合で国選付添人が選任されているかを推測できると思います。

次に図表12であります。国選付添人が選任されていない事件については、日弁連からの委託事業である少年保護事件付添援助により、私選付添人が選任される場合が多いと思いますが、私選付添人の場合、どのような犯罪の事件について付添人が付いているかということを図表化したものです。1位が窃盗で、そのあとに傷害と続いております。

次に、法テラスの犯罪被害者支援業務について御説明いたします。図表13を御覧頂きたいと思います。法テラスは犯罪の被害に遭われた方や家族の方からの問合せに対して、適切な相談窓口の紹介や様々な支援情報を提供するとともに、犯罪被害者支援の経験のある弁護士の紹介を行っています。また、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者の方々から、資力に乏しく被害者参加弁護士を依頼できないときには、犯罪被害者の方からの請求に基づき国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するほか、報酬・費用の支払を行っております。

被害者参加人のための国選弁護制度の利用の流れを示したものが図表14です。国選被害者 参加弁護士の選定請求を受けた件数と罪名の内訳を調べたのが図表15であります。平成23 年度では282件の選定請求がありました。

次に図表16ですが、これは被害者参加申出のあった事件のうち、国選被害者参加弁護士が

選定された事件の割合を円グラフ化したものであります。

国選被害者参加弁護士は法廷を中心に活動するものですが、起訴前や法廷外も対象とするのが日弁連委託事業のうちの犯罪被害者法律援助制度であります。また、損害賠償等を対象とする民事法律扶助制度を組み合わせることで、一連の事件の流れに即した弁護士による法的援助が得られるようになっています。図表17というのは、これらの各種制度の関連を示したものであります。

次に図表18ですが、これは先ほど申し上げました日弁連委託事業の犯罪被害者法律援助制度が、実際にどのような活動を援助しているかということを示したものであります。

そのほかの支援事業の現況でありますが、また細かくて申し訳ありませんが、図表19を御覧下さい。法テラスは仙台にコールセンターを置いていますが、コールセンターの犯罪被害者支援ダイヤルの利用状況を示したものであります。

次に図表 2 0 ですが、各地の地方事務所も情報提供を行っており、これは各地の地方事務所への問合せの状況や弁護士等の紹介状況を図表化したものであります。

これらの制度を支える弁護士を確保するために、法テラスは「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介用名簿」というものと「被害者参加弁護士契約弁護士名簿」を作成しております。その各地の状況を示したのが図表21です。まだ、契約弁護士数は地域にいろいろ差がありまして、契約弁護士数は足りておりませんし、質的向上を図らなければならないと考えております。

そこで、法テラスでは、図表22のとおり、各地で弁護士会と連携しながら弁護士に対する 説明会あるいは研修会、意見交換会などを開いているところであります。

- **上冨刑事法制管理官** それでは、ただいまの御説明に対して御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。
- 武内弁護士 図表 1 7 ですけれども、被害者が法的な弁護士による援助を受けるための 3 種類の制度が書いてありますけれども、①被害者参加人のための国選弁護制度、③民事法律扶助制度、これらは財源はいずれも国費ということでよろしかったでしょうか。
- 新部日本司法支援センター第二事業部長 そのとおりであります。
- **武内弁護士** そして、②日弁連委託犯罪被害者法律援助制度ですが、こちらの財源はどうなっていますか。
- 新部日本司法支援センター第二事業部長 これは日弁連からの資金によります。委託費といいます
- **武少年犯罪被害当事者の会代表** 研修が載っているんですけれども、弁護士会とか、それに所属している人たちが集まって勉強会をしたり、研修をするとは思うんですが、そのときにその場所場所の支援センターだとか、被害者の支援に関わっている団体とか、そういうところから意見を聞いたり、意見交換をすることはあるんでしょうか。少ないんですか。それとも結構あるんでしょうか。それが必要だと思うのですが、どうでしょうか。
- 新部日本司法支援センター第二事業部長 講師で呼ぶ場合もあるようですが、全体的な数値としてはまだ把握しておりませんが、少ないというふうな感じを受けております。今後はもっと発展しなければならないと思っています。
- 武少年犯罪被害当事者の会代表 増やしてください。
- 新部日本司法支援センター第二事業部長 はい。努めます。

- 望月被害者支援都民センター事務局長 犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介 先というところで、法テラスでありますから地方事務所であるとか、弁護士会であるとかが多 いのは当然なんですが、民間支援団体が1.6%で、私も自省を込めてこの数字を見たんです が、ただ、被害者支援ということをうたって頂いているのであれば、被害者にとって必要な支 援をもう少し幅広く拾って頂いて、是非、いろいろな必要なところにも積極的につなげて頂け ればと思います。
- **廣瀬日本司法支援センター理事** その点は大きな課題だと思っております。特に犯罪被害者支援 業務は数字を見て頂くと分かりますように、国選弁護ですとか、あるいは法律扶助に比べます と数は少ないのです。しかし、個々的には非常に大事なことだと思っておりますし、まだまだ、 十分ではないと思っております。体制としてこちらも固まっていないところがありますので、 できる限り、いろいろな機関と連携しながら努力するということでやっております。是非、そ ういう意味で、いろいろ情報を頂けると連携出来るのではないかと思っております。よろしく お願いいたします。
- **望月被害者支援都民センター事務局長** こちらこそよろしくお願いいたします。
- **小木曽中央大学教授** 予算はどうなんでしょうか, 先ほど国費と日弁連のというのがありました けれども, 非常にプリミティブな質問ですが, 足りているか。
- 新部日本司法支援センター第二事業部長 国費の方ですが、国費から被害者国選弁護事業経費として平成24年度予算で4、025万円が計上されています。
- **廣瀬日本司法支援センター理事** 予算というのは何の関係でしょうか、いろいろな業務をやって おりますので。
- **小木曽中央大学教授** 要するに、それが潤沢にあるのか、それとも、もっと欲しいなと思っておられるのか、そういうことですけれども。
- 上冨刑事法制管理官 犯罪被害者関係ということでよろしいですか。それ以外も。
- **小木曽中央大学教授** できれば両方を,全体と犯罪被害者関連という。
- **廣瀬日本司法支援センター理事** 国選弁護は報酬基準に基づいて支払います。これは実費みたいなものですから、当然、若干推測が狂って過不足が出ることはありますけれども、全部、きちんと準備して頂く、対応して頂くということになっております。それから、被害者の関係だと損害賠償とか、法律相談などに関わってくる法律扶助の関係、これは最近、御理解頂いて発展していまして、十分にあると言ってよろしいかと思います。
- 新部日本司法支援センター第二事業部長 財源難に陥っているのは、いわゆる法廷外とか、起訴前の問題を扱っている日弁連の委託の方の犯罪被害者支援業務です。日弁連の委託全体としては、犯罪被害者だけでなくて、ほかにも子どもに対する法律援助とか、いろいろなものを援助しているのですが、全部で20億円の委託費を受けています。日弁連の予算規模自体が一般会計で60億円ぐらいなんですね。それなので、その3分の1になります。ただ、日弁連は特別会費会計をかなり持っているので、全体の特別会費会計の規模は分からないんですが、委託も特別会費で賄っているのですが、全体で20億円を拠出しているという状況なので、これがかなり逼迫しているという状況です。日弁連は最近、特別会費の値上げをやっていますが、会員からもかなりいろいろな意見が出されているようで、ここの財源は厳しいと思いますが、これは日弁連の方にお聞き頂ければと思います。
- **上冨刑事法制管理官** それでは、法テラスの御説明に対する質疑はここまでとさせて頂きたいと

思います。大変どうもありがとうございました。

それでは、本日、最後のテーマになりますが、武内先生から被害者のための弁護士制度についての御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

武内弁護士 本日、日弁連の配布資料として3種の資料を用意しました。まず、カラー刷りのもので、「国費による被害者法律援助制度の創設を」という1枚物のポンチ絵がございます。それから、同じく委託援助事業に関して、「その他7事業 委託申込受理件数・事業費の推移」というグラフと表を用意してございます。また、日弁連の3月15日付の「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」というものを用意いたしました。本日、こちらの資料を踏まえながら、日弁連が考える被害者のための弁護士制度の必要性ないしその大まかな制度設計について御説明をしたいと思います。なお、先ほど法テラスさんの方からの配布資料がございましたけれども、図表17、とてもよくまとまっておりますので、こちらを御覧になりながら私の説明を聞いて頂けると分かりやすいのではないかと思います。

御承知のとおりですけれども、犯罪の被害者は事件の発生直後から様々な活動を余儀なくされます。性犯罪等の親告罪であれば捜査機関への告訴が必要となりますし、捜査段階では事情聴取や実況見分等への立会いあるいは証拠品の提出などを求められることになります。更に加害者に弁護人が付いた場合には、そちらからの謝罪や被害弁償の申出への対応に苦慮することも少なくありません。また、公判段階に至れば法廷傍聴や心情に関する意見陳述を行ったり、被害者参加を申し出たりすることもありますし、少年審判の場合には事案によって審判傍聴を申し出たり、家庭裁判所調査官の被害者意見聴取に対応することもあります。

被害者が審判や公判への関与を積極的に希望しない場合でも、証人として法廷での証言を求められることがありますし、社会の注目を集めるような事件では、報道機関からの取材に対応する必要も生じます。犯罪被害者にとって事件の被害だけでも大変な精神的、経済的負担を生じるところ、今、述べたような各種の活動を被害者が自力で行うことは大変な負担でありますし、そのことが深刻な二次被害を惹起するおそれが大きいと言えます。

これに対し、事件発生直後の早い段階から被害者に弁護士が付き、各種の手続を被害者の代理人として対応することができれば、被害者の負担は大きく軽減されることとなります。また、これらの活動へ適切に対応するには、各種の法律的知識は不可欠であることから、弁護士以外によっては十分な支援を期待することは難しいかと思われます。以上のとおり、犯罪被害者にとって事件発生直後から弁護士による支援を受ける必要性は極めて大きいと考えます。

そこで現状ですが、このように被害者のための弁護士の必要性は大きいところ、図表17ないし先ほどの法テラスさんの説明でもありましたとおり、現状で国費をもって犯罪被害者のために付されるのは、被害者参加が許可された場合の国選被害者参加弁護士のみであります。国選被害者参加弁護士は、被害者参加人からの委託を受けて公判への在廷、証人尋問や被告人質問といった一定の訴訟活動を行うものでありますが、その活動の範囲は被害者参加という枠組みの中に限定されておりまして、示談対応や報道対応といった法廷外の活動を当然に行うことは出来ません。

また,国選被害者参加弁護士が付されるのは,被害者参加の申出が許可された被害者に限られますから,そもそも参加対象でない事件の被害者や被害者参加を希望していない被害者は,この制度を利用することはできません。更に国選被害者参加弁護士の選定は,当該被告事件の係属する裁判所が行うとされておりますことから,捜査段階の被害者や審判段階の少年事件被

害者は、国選被害者参加弁護士制度を利用することができません。さきに述べた被害者のための弁護士の必要性、有用性にかんがみれば、被害者参加の限定された場面だけでなく、広く国費によって弁護士の援助を受けられるようにすることが望ましいと考えます。

そこで、私たち日弁連の被害者のための弁護士制度に関する基本的な考え方を説明します。 大きなコンセプトとしては、第1に事件発生直後から、第2に途切れなく、第3に幅広くとい う考えであります。

被害者のための弁護士制度を導入するに当たって、今、述べたとおり、まずは事件発生直後から援助を受けられるようにすることが望まれます。先ほど述べたとおり、被害者は事件直後から各種の手続や取材などの対応を余儀なくされますし、何より事件発生直後こそが状況が最も混乱し、専門家の助力を必要とするからであります。

次に、被害者への援助は途切れなく提供されることが望ましいと考えます。先ほどのとおり、 国選被害者参加を付すことができるのは、被害者参加が認められている期間、言い換えれば、 刑事裁判が係属している期間に限られますから、起訴前の捜査段階や刑事裁判の終了後は、国 選被害者参加弁護士によって援助を受けることができません。しかし、被害者のニーズという ものは裁判の段階だけに限定されておりませんから、弁護士による援助は事件発生直後から刑 事裁判の開始あるいは終了に関わらず、途切れなく提供されることが必要だと考えます。

更に被害者のニーズは、刑事裁判や少年審判といった法的な手続だけに限定されず、弁護人からの示談申込みへの対応や報道機関の取材対応といった法廷外でも広い範囲に及ぶことから、 弁護士による援助も幅広く提供される必要があると考えます。

このような考え方に立ったときに、先ほどの図表17を見て頂きながらですけれども、被害者のための弁護士制度としては、この上段にあります現行の国選被害者参加弁護士制度を拡充していくという方向では、対応は困難と考えます。被害者のための弁護士を国が選任あるいは選定する場合、選任機関として第一に考えられるのはやはり裁判所でありますが、事件の発生直後から弁護士の支援を提供するに当たって、裁判所の関与を求めるということは現実的に甚だ困難です。また、性犯罪等の事件によっては、捜査機関へ被害を届け出る被害申告に先立って弁護士に相談をする、あるいは告訴等の援助を受けるという必要性がありますので、被害者のための弁護士を選定するに当たって、警察や検察を介在することもやはり難しいと考えます。そこで、日弁連としては被害者のための弁護士制度の在り方は、被害者が自ら弁護士に援助行為を委託し、国がその費用を負担する方式が望ましいと考えます。

そこで、お配りしている日弁連の「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」を御覧ください。こちらは本年3月15日に日弁連が取りまとめた当面の立法提言でありまして、先ほどの図表17中段にあります日弁連が法テラスに委託して実施している被害者法律援助事業、以下、単に援助事業といいますけれども、この援助事業について全面的に国費負担を求めるという提言であります。以下、援助事業の現状と意義について少し御説明をした上で、日弁連の立法提言の内容を解説いたします。

先ほど法テラスの御説明にもありましたとおり、日弁連は総合法律支援法に基づきまして法 テラスに委託し、法律援助事業を行っております。犯罪被害者法律援助事業は、これら委託援 助事業のうち犯罪被害者の援助に関するもので、生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪 及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族について、 一定の資力基準の下で弁護士による援助の必要性、相当性を要件として、弁護士報酬や実費を 援助する制度です。

援助の対象となる具体的な活動内容は、こちら、図表17の中に各種記載してありますので、御覧になって頂ければと思いますが、先ほどの御説明にもありましたとおり、起訴前、法廷外あるいは裁判終了後といった幅広い、途切れのない援助活動の提供を可能としております。この援助制度は、窃盗や詐欺といった財産犯は原則として対象としておりません。また、申込者の現金、預貯金、その他流動資産の合計から被害による療養費、治療費等を控除した額が150万円未満であるということが資力要件として設けられております。

一方で、この制度では援助された費用に関しては原則として償還を要しない、すなわち弁護士費用を返還をしなくてもいいという制度設計になっております。ただ、例外的に、加害者からの被害弁償等で被害者が現実的に経済的な利益を得た場合に関しては、被害者の方に弁護士費用の負担を求める、償還を求めると、そういう設計になっております。

現時点では事件着手時の実費相当分及び報酬の基準額は、実費相当分が 5, 000円, 報酬が 10万5, 000円となっておりまして、援助活動の内容に応じて加算をなされることがあります。なお、昨年度、平成 23年度の利用件数は約 650件でありまして、全国 47都道府県においてあまねく広く活用されておるところです。

この援助事業にどのような意義が認められるかということですが、先ほど申し上げたとおり、 犯罪被害者等が弁護士の援助を受ける制度としては、援助事業のほかに国選被害者参加弁護士 制度や民事法律扶助制度が存在します。このうち、国選被害者参加弁護士制度に関しては刑事 裁判への被害者参加が認められた事件について、法廷の中での活動に限った援助を行うという のは先ほど御説明したとおりです。また、援助を受けられる期間も、起訴後から刑事裁判終了 までに限定されております。したがって、被害直後から国選の弁護士による援助を受けるとい う形にはなっておりませんし、また、示談対応といった民事的な部分、法廷外の活動も援助範 囲には入っておりません。

次に、民事法律扶助制度ですけれども、法テラスの資料、図表17でいくと一番下段、③と書いてあるところに説明書きがございます。民事法律扶助制度は、民事裁判などの手続において自己の権利を実現するための準備及び遂行に必要な費用を支払う資力がない国民等を対象として、弁護士費用を援助するものでありまして、これは犯罪被害者に限った制度ではありません。各種の民事訴訟全般に関して弁護士費用を援助する制度であります。これを犯罪被害者が使うとした場合には、加害者に対して損害賠償請求をする場合や、先般、新設されました損害賠償命令制度を利用する場面といったところが妥当することになります。

ただ、この制度はこれら民事裁判等の手続以外には利用することができず、また、勝訴の見込みがないとはいえないことや、ある程度の現実的な回収可能性が求められるため、少なくとも相手方、加害者等を特定しなければならないこともあって、それを利用するためのハードルは被害者にとって決して低いものではありません。更に民事法律扶助制度は先ほど言ったとおり、民事裁判等の弁護士費用を援助するという立て付けですので、報道対応ですとか、被害届の提出といった手続に関して民事扶助制度を利用することはできません。そして、日弁連の援助事業と民事法律扶助制度の大きな違いの一つとしては、援助事業の方が費用に関して償還を原則要しないというのに対し、民事法律扶助制度は援助された費用を原則として償還しなければならない、すなわち、分割ではあっても被害者が弁護士費用を返していかなければならないという形になっておりますことから、やはり、援助事業に比べて負担が大きいと言わざるを得

ません。

以上の各制度に対して現在行われている援助事業は、先ほど述べたとおり、被害届の提出から始まって法廷傍聴付添いや刑事手続における和解の交渉など、幅広い行為を援助の対象としておりまして、犯罪被害者にとって極めて有用性が高いものです。また、犯罪の発生直後から利用することができ、犯罪被害者等に対し、早期かつ機動的な援助を提供することが可能となっております。一例ですが、私の所属している弁護士会では、重大事件で通夜、葬儀の席に取材が殺到するというのが見込まれる事件に関して、援助制度を利用して本当に発生直後から弁護士が支援に入るというようなこともやっております。また、援助制度の有用性としては、原則として費用償還が不要とされており、償還を前提とする民事法律扶助制度に比べて被害者等の負担が軽微であると言えます。

このように現行の援助事業は、資力の乏しい被害者等に対応する他の制度に比べて、犯罪被害者等に対し、被害発生直後の早い段階から途切れのない広範な援助を経済的負担なくして提供することが可能な制度となっています。そして、制度の周知が進むにつれて、年々、利用件数が増加しており、その必要性は極めて高い事業となっています。

では、この援助事業に関して、国費負担がなぜ必要かということです。そもそも、公費による弁護士の選任ということについては、犯罪被害者等基本計画において重要な検討項目の一つとなっておりました。また、基本計画に基づいて設置された「経済的支援に関する検討会」では、被害者法律援助事業について、この事業が果たす役割の重要性にかんがみ、犯罪被害者等の支援のために更に充実が図られるよう努めるべきであるという中間取りまとめを発表しております。

援助事業は本来,国が支えるべきものです。現行の援助事業は日弁連がその会費から事業費用を支出し、法テラスに業務を委託する形で継続させています。しかしながら、援助事業制度の周知が進むにつれて利用件数も大きく伸長し、それに伴って費用の支出が増大しておりまして、常に財源問題を抱える状況になっております。日弁連では昨年2月、2011年2月に援助事業の事業費に充てるべく特別会費を創設して、当面の財源を確保することとしましたが、利用件数の増大は予測不能であり、いつ、また財源不足に至るやもしれませんし、現状、事業の存続は決して安定したものではありません。

ところで、民事法律扶助制度の方は従前、財団法人法律扶助協会が自主財源で運営したところ、2000年10月の民事法律扶助法の施行によりまして全面的に国費化され、更に2006年10月、総合法律支援法の施行によって法テラスの本来事業とされるに至っております。現在、被疑者あるいは少年については、法テラスの本来事業として被疑者国選あるいは国選付添人という制度が限定的ながら存在しておりますが、被害者に関しては国選被害者参加弁護士のみが制度化されているだけでありまして、捜査段階での被害者援助あるいは法廷外での被害者援助における弁護士報酬については、何ら国費が支出されていない状況にあります。そこで、被害者援助事業の意義、必要性、また、いまだ十分ではない被疑者、少年との関係でさえ、取扱いに差異が生じている現状にかんがみれば、被害者援助事業も法テラスの本来事業として国費化されるべきであります。

日弁連の提言の骨子ですが、現在、日弁連としては被害者法律援助事業について事業の内容を整備し、援助費用については全面的に国費負担とすべきとの提言を取りまとめております。 具体的な内容を簡潔に御説明しますけれども、まずは日弁連としては被害者のための無料法律 相談制度の創設を提言しております。日弁連の考えとしては、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、あるいは強制わいせつや強姦の罪などの被害者について、事件発生直後から刑事裁判の終了に至るまでの間、資力を問わず、無料で弁護士の法律相談を受けることができる制度を創設すべきと考えております。そうして、この無料法律相談を通じて援助の必要性及び相当性が認められた場合には、弁護士が法テラスへ持ち込む形で、援助の申込みを可能とするという制度設計を考えています。

援助の対象となる行為、活動内容に関しては、当面、現行の援助制度の活動内容、援助内容をそのまま新しい制度でも引き継いでいくということが望ましいと考えます。そして、国選被害者参加弁護士制度や民事法律扶助制度の対象となる行為に関しては、今までどおり、援助事業の対象からは外し、ただし、いずれの制度も援助事業と併存して利用可能とすべきと考えています。

先ほど言った無料法律相談制度をなぜ創設する必要性があるかということを御説明いたします。現行の援助事業では、援助の対象となる活動に関する法律相談は、弁護士による法律相談を無料で受けることができます。もっとも、この法律相談にも資力要件が課されておりまして、対象犯罪の被害者であっても資力要件を満たさない限り、無料の法律相談が利用出来なくなっています。他方、現行の援助事業は弁護士の持込みによる援助申込みを前提としておりまして、援助の必要性あるいは相当性を弁護士が事前にチェックするということを可能にしています。援助事業を国費化した場合にも、その適正な運用を確保するためには弁護士による法律相談を前置きして、援助申込みに先立って真に援助の必要性があるか、あるいは弁護士による援助を付すことが相当かということを当該弁護士によって審査させることが望ましいと考えます。この点については、被疑者国選制度において私選紹介手続の前置きが定められている趣旨と同様であります。

他方,資力に乏しい被害者や事件によって経済的な打撃を受けている被害者に対し,援助事業の利用に先立って自費での法律相談を強いることは,弁護士に対するアクセスを阻害し,制度の円滑な利用を損ねる結果となってしまいます。そこで,援助の申込みに先立っては被害者の弁護士に対する法律相談を前置し,制度の適正な運用を確保しつつ,当該法律相談は資力を問わないものとして,被害者の弁護士に対するアクセスを容易にすることが相当と考えます。そこで,援助事業を法テラスの本来事業として国費化した場合,対象となる被害者等については,資力を問わない無料法律相談制度が創設されるべきと考えます。

最後に、援助事業の現状と将来予想される件数ですが、援助事業の利用実績に関しては別添の表ないしグラフ記載のとおりでありまして、援助事業の利用件数、援助額ともに増加傾向にあり、この勢いは国選被害者参加制度が導入された後も増加傾向が維持されております。

受け皿となる体制ですが、犯罪被害者支援については日弁連の犯罪被害者支援に関して言えば、全ての弁護士会から委員が派遣されておりますし、各弁護士会に受け皿となる弁護士人材が育ちつつあります。この点は法テラスさんがお配りの資料の図表 2 1 でも、これだけの弁護士が受け皿として維持されていることが示されております。援助事業の国費負担という形をとったとしても、全国で弁護士による対応体制が確立されております。

最後に予想予算額ですが、日弁連の日本司法支援センター推進本部法律援助部会の事業計画 案における平成24年度の予想件数は、約730件でありまして、実績1件当たりの平均単価 11万3、000円より算出される予想予算額は、約8、249万円となっております。 以上のとおりですので、被害者のための弁護士制度の実現の方策として被害者法律援助制度 の国費化を是非、御検討頂きたいと思います。

**上冨刑事法制管理官** ただいまの御説明に対して何か御質問がありましたらどうぞ。

**檞刑事局付** 一点,確認させて頂きたいんですが,先生の御提案というのは少年が加害者である 事件だけではなくて,全ての事件,つまり大人が加害者である事件も含む御提案ということで よろしいんでしょうか。

**武内弁護士** 私たちの提案はそのとおり、成人刑事事件も含めた幅広い提案ということになります。

**上冨刑事法制管理官** ほかには何か御質問がございましたらお受けしたいと思います。

**小木曽中央大学教授** 図表17の緑の部分を国費化するべきであると、簡単に言えば、そういうことでよろしいんですね。

武内弁護士 そういう趣旨です。

**小木曽中央大学教授** 現在は財源が特別会費と寄附であって、大体6,700万,そのくらい掛かっているということでよろしいわけですね。

武内弁護士 そうです。

**小木曽中央大学教授** 特別会費というのはどういう仕組みか, 差し支えなければ教えて頂けますか。

武内弁護士 正確に説明出来るかどうか分かりませんが、日弁連が全国の弁護士から一般会計のために徴収している会費と別に、この援助事業を維持するための財源として、特別に言わば上乗せをして徴収することを決めた会費になります。援助事業に関しては犯罪被害者の援助以外にも、先ほどの表でありましたけれども、難民法律援助、外国人援助等、私どもがその他7事業と呼んでいる、これら各種の援助事業全てを含めてですけれども、そこに充当する部分の特別会費として、弁護士1人当たり1、300円の特別会費を徴収することとしております。月額です。

**上冨刑事法制管理官** よろしいですか。ほかにございますか。

私の方から一点,教えてください。この法律援助制度が動いている事件について,被害者参加が認められて国選の弁護士制度の適用になった場合というのは,実際のところ,どんな運用になるんでしょうか。つまり,弁護士さんはお二人がそれぞれ別個に付かれるという形になるんでしょうか。

武内弁護士 二つの側面で説明をさせて頂きます。まず、例えば起訴前から被害者に1人の弁護士が援助制度を使って付いていた場合、一般的にはその弁護士が国選の被害者参加弁護士として被害者に委託をされて、そのまま被害者参加に係る部分を担当するということが多いと思います。そういう意味では、この制度に関しては重畳しての適用というのが可能となっておりまして、法廷の中での被害者参加弁護士としての活動に関しては、国選被害者参加弁護士として報酬を受け、法廷外での例えば示談対応、報道対応、その他の活動を行った場合には、法律援助制度による援助を受けるというふうな、言わば二階建ての運用が可能となっております。

なお、援助制度の運用に関して加害者が起訴された起訴後の段階で、法律援助事業の利用を申し込んだ場合には、先ほど通常報酬分は10万5、000円と説明しましたけれども、起訴後の事件の場合はまず最初にその半額だけが支給をされるという形になりまして、追って国選被害者参加弁護士が付された、つまり、その弁護士が国選被害者参加弁護士を担当した場合に

は、援助制度として支給されるのは半額分のみという形になっております。起訴後、被害者法 律援助事業を使って被害者に付いたといっても、必ずしも参加をすることとは限りませんから、 法廷傍聴の同行等で終わって、国選被害者参加弁護士制度による援助を受けなかったという場 合には、終結時に担当弁護士に残りの半額が給付されると、こういった運用になっております。 上富刑事法制管理官 ほかに御質問はございますか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 加害少年側に国選弁護人を付ける,その範囲を拡充するという 意見が出ていますので,そういうことが考えられるようになるのであったら,私は被害者にも 国選弁護人を付けて頂きたいと思います。私たちは事件直後に弁護士の人を探すんですが,と ても大変なんです。それも被害者のことを少しでも理解してくださる弁護士の人を探すのがと ても大変です。その上に少年犯罪のことが詳しい弁護士を探すとなると,もっと少なくなるん です。

現在、被害者の支援をしましょうという弁護士の人たちは増えているのか、それとも、なかなか、そういう人は育たないのか、若い人は増えているのか、増えるには研修会や、シンポジウムみたいなものなど、いろいろなことをしなければ増えないと思うんですが、増やすためのことはどのようなことをされているのでしょうか。そして、どのぐらい被害者のことをしたいという弁護士がおられるのか、それはどうなんでしょうか。とても心配なんです。

武内弁護士 もちろん,正確な統計等をとったわけではありませんから,現場で活動している私の実感に限られますけれども,犯罪被害者支援に携わっている弁護士あるいは犯罪被害者支援活動を志す弁護士の数というのは,間違いなく増加傾向にあると思います。そもそも,犯罪被害者支援という概念は私が弁護士になった当初,まるで弁護士会の中に存在しなかったですが,今は犯罪被害者支援活動をやりたくて弁護士を志したという若手の弁護士もいるくらいで,会員全体の意欲というのは間違いなく向上していると思います。

では、そういう弁護士をいかに言わばスキルアップを図るかという点ですが、今は全国の弁護士会全てに犯罪被害者支援に関する委員会あるいは犯罪被害者のための相談窓口を何らかの形で設置しておりますから、意欲の高い会員はそういったところに加入し、あるいはそういった活動に携わることによって、被害者支援に関する知見を吸収しております。もちろん、その他の会員に対しても弁護士会全体で積極的に研修の機会を提供しておりますし、あるいは大きな事件を担当するときに、中堅、先輩の弁護士が若手の弁護士と複数で事件を担当することで、言わばオン・ザ・ジョブで研修を積んでもらうというような取組も積極的にやっておるところです。確かにまだまだ十分な数がそろっておるとか、均一の質が維持されているとまでは申し上げられませんが、確実に改善に向かっている状況と言えると思います。

武少年犯罪被害当事者の会代表 質問ではないんですけれども、先程話した事に加えたいと思います。私たち会は30家族程います。みんなと話をして思うんですが、事件直後にどれだけ信頼できる弁護士さんを見付けるかで、その後の生きる力も変わってくるように感じるんです。なぜかというと、突然、事件に遭って法律のことが分からないんです。少年事件というのは審判までがとても早く進んでいくんです。息子の事件の時は気が付いたときには四十九日がきていて、もう終わりましたと言われたんです。そう言われても何が終わったかも分からないわけです。

それからいろいろなことが分かっていくと、審判までの大事なことが全て終わっていたんで す。そうしたら後悔するんです。自分たちは何て無知だったんだろうと。知識がないばかりに 子どもの代わりに意見も言えなかった。そのころは少年法が改正になっていませんので意見は言えないんですが、子どものために、国の法律の上できちんといろいろなことができなかったと思うと、とても悔やまれるんです。それで自分たちを責め出すんです。そうすると、とても苦しいし、無念でならないんです。そこにしっかりと知識のある弁護士が付いていたなら、できることをできるときにきちんとできると思いました。

それができたからといって、命が戻るわけではないですが、どこかでその後の生きる力が変わってくるんです。だから、私は信頼できる被害者のための弁護士が必要だと思います。そして被害者に関わるときだけは共感を持って付いて頂きたいんです。本当にそういう弁護士の人たちにどんどん出てきて頂きたいです。現在、全国に会の人がいますけれども、まだまだ少ないです、とても苦労しています。だから、そういう弁護士を育てて頂きたいです。それから、遺族にとって、被害者にとって、弁護士の存在はとても大事ですがお金がないと頼めないんです。頼みたくても弁護士の人に費用を払わなければいけない、分からないので、多額の費用を用意しなければ頼めないと思ってしまうんです。実際、多くの人が多額の費用を払っています。それで、諦めてしまう人も多いので、国選でできるんですよという権利を頂いたなら、また、生きる望みというか、それからの生きる力が私は変わると思うんです。

国はこれだけのことをしてくださるんだと。私のころは何もなかったので、国は何もしてはくれない。命が一人、亡くなっても、国は何もしないんだというのがとても悲しかったんです。命は地球より重たいといいます。すごく重たいというのに、こんな扱いしかしないというのはやはりおかしかったです。だから、国選で弁護士を付けるというのは必要なことだと思います。お願いしたいです。

**望月被害者支援都民センター事務局長** 今,武さんがおっしゃったことはそのとおりだと思いますし,被害者支援都民センターとしても,今,武内先生から説明があったような公費による被害者のための弁護士選任ということは,是非,実現させて頂きたいと思います。

ただ、被害者の被害後の経過に個別に対応するには、いろいろな方が関わることが大切だと思います。そのうちの一つの重要な役割を、弁護士が担うことになるのだと思います。少年事件では、家裁の調査官などとスムースな連携がとれないことがありますので、法律の知識を備えた弁護士に支援に入っていただくことで、必要な情報や審判の見通しなど伝えていただくことができます。また弁護士の支援を通して、調査官、家庭裁判所の被害者対応への意識も変わってくるのではないかと期待しています。

小木曽中央大学教授 質問というわけではありませんけれども、国選かどうかというのは、その国がリーガルサービスをぜいたく品と見るかどうかということなんだろうと思うんですけれども、リーガルサービスというのは、ですから、ぜいたく品ではないと考えるのが正しいのではないかという印象を持ちます。

それから、もう一つ、人材育成の点ですけれども、第2次犯罪被害者等基本計画の中にも、 今、法曹養成が法科大学院で行われるということになってきているわけですけれども、そこで、 そういった被害者に関する授業を法科大学院に置くべきであるというような項目があるんです が、そういう授業を置いているところもございます。

**上冨刑事法制管理官** ありがとうございました。よろしいですか。

それでは、本日の予定についてはこれで終了ということにさせて頂きます。

まず、議事と資料の公開についてですが、本日の内容については公表に適さないものはなか

ったと思っておりますので、全て公表という扱いにさせて頂きたいと思います。

次回でございますが、次回は6月18日、午後2時から法務省20階の第1会議室で開催いたします。次回の会合では、まず、武さんから検察官関与、それから、被害者等による質問及び社会記録の閲覧について御説明を頂きまして、それに対する質疑応答を行いたいと思います。その後、当局の方で、これまでの御説明や質疑を踏まえまして、論点整理をさせて頂きます。そして、その論点整理に基づきまして、二巡目の議論に入りたいと考えております。

次回、二巡目の議論に早速入りたいと思っておりますが、その順序はまず審判傍聴に関して、皆様から御意見を頂いた上で質疑応答させて頂き、更にその後、国選付添人制度についても同様に御意見を頂いた上で、質疑応答ということにしたいと思っております。具体的な論点整理の案につきましては、次回の会合の前に、事前に皆様にお送りさせて頂きます。

それでは,本日の意見交換会を以上で終了させて頂きます。

一了一